

# 台湾教科用書国民読本「応用」の考察

中 田 敏 夫

## 1 はじめに

明治33年より台湾において発行された「台湾教科用書国民読本」は、台湾公学校令（明治31年7月）、台湾公学校規則（明治31年8月）を受けて、台湾総督府民政部学務課によって編纂された台湾人向けの国語教科書である。これは台湾人に対する初等教育機関である公学校において使用されることを目的に編纂されたものであり、「公学校の教科用図書は台湾総督の検定を経たるものたるべし」（公学校令第七條）という検定制度の下にその編纂はおこなわれていた。

民政部学務課は教科書編集にあたり、日本語を全く解さない状況にあった台湾人に対する国語教育をいかに構築するかについて模索の状態にあった。「台湾公学校国語教授要旨」（台湾総督府民政部学務課 明治33年12月）緒論に次のようにある。

国語ノ本島子弟ニ於ケル、元ト外国語ニ等シキヲ以テ、之ヲ授クルニモ、亦外国児童ニ対スル方法ヲ用ヒザル可カラズ。サレドモ我国ニ在リテハ、未ダ外国児童ニ國語ヲ教授セル例少クシテ、一定ノ方法無ク且国語ノ語法、文法共ニ確立セザルモノアリテ、之ガ為メニ、教授ノ至難ニシテ、其目的ヲ達スルコトノ容易ナラザルハ言ヲ俟タズ。

このような中、初学年の導入の骨格をゴアン式教授法にとることを決め（注1）、教科書の内容もそれに準じた形で編集されることになった。さて、卷一の第一課（次頁写真）を参照されたい。内地の教科書ではみることのできない、

本文

応用

土語読方

の異色の三部構成になっていることがわかる。

本稿ではこのうち「応用」について、置かれた目的と意義、課構成上の位置、具体的な内容などについて検討を加え、民政部学務課が教科書をどのように編纂しようとしていたか、その成立について「応用」を中心に分析しようとするものである。

## 2 教科用書国民読本「応用」設置の目的

台湾教科用書国民読本に関する編纂の趣意書については執筆されたことは確認できる

が、それを現在みることができない(注2)。ただ、明治33年3月に卷一が発行された後、その年の12月に「台湾公学校国語教授要旨」が学務課により発行されており、これにより、教科書編纂上の趣旨目的等の概要、並びに実際の教授例を知ることができる。

同書中の「国民読本編纂例」には、「応用」について以下のように記している。

第五、此書、第四冊マデハ、毎課ニ、応用ヲ挙ゲ。コハ本課ニ授ケタル形式ノ運用ヲ授ケテ、之ヲ、一層明確ニ曉得セシメントスルナリ。然レドモ、茲ニハ僅ニ其運用ノ一例ト、一部分トヲ掲ゲタルニ過ギズ。サレバ實際ニ教授スル時ニハ、成ル可ク多ク他ノ場合ニ応用センコトヲ要ス。但シ第五第六ノ二巻ハ、応用土語ヲ交互ニ挙ゲ、以後ハ之ヲ省ク。右二巻応用ナキ課ニ於テハ、土語ヲ國語ニ言ヒ替ヘシム際、其応用ヲ兼ネントスルナリ。

これによれば、応用は、本文に示された様々な形式の確実な定着をはかると同時に実際的な場面・事柄に当てはめた運用ができるようにすることを目的としていたことがわかる。ここでいう「形式」とは、文法形式のみならず、言語の形式全般、即ち音声、語彙、文法の諸形式をその範囲に含んでいると考えられる。これについては次の教授実践例のところでも触れる。

### 3 教科用書国民読本「応用」の教授実践例



「台湾公学校国語教授要旨」には教授実践「読方科教授例」が付されている。国語学校第一附属学校教諭前田孟雄実験録ニ拠ル、とあるので、国語学校第一附属学校（台湾人用）において教科用書国民読本卷一を使って実際に教授した実践報告を掲げたものと思われる。

二件紹介されている。一つは、卷一の巻頭に提示されている「五十音字」についてである。教科書には五十音字の一覧が示されているだけであり、「応用」の部はない。ところが、実践例では、次のように「応用」ということばを使って説明している。

応用 石盤ヲ出サシメ、イカ、オカ、カイ、カオ、コオ、オコ、コエ等ノ如ク、教師ノ発語ニ隨ヒテ之ヲ書カシメ、級決ヲ用ヒテ正否ヲ定メ、教授ヲ終ル。

これは五十音字の定着と運用をねらったものであり、前述の「形式」が必ずしも文法形式だけではないことが了解される。

もう一つは、卷一第一課、本文「オトコノコガ、オキマシタ。」についてである（写真参照）。教程第三目目に「応用」が実践されている。

応用 (一) 汝等ハ、掛図ト読本トニツキテ学ビシ日数ハ、幾許ナリヤヲ問ヒテ、三日ノ答ヲ得。次ニ其間ニ学ビ得タルコト種々アル中ニ、最モ大切ナルコトハ何ナリシカ、試ミニ答ヘミヨトテ、一二生ヲシテ答ヘシム。区々ノ答ヲ為ス可ケレバ、直チニ「マス」ト「マシタ」ノ區別ナリト云ヒ、サレバ、汝等ガ此語ノ用方ヲ会得セシヤ否ヤヲ試ミント欲ス。汝等注意シテ余ガ問ニ答フベシト告グ。(二) 一生ニ對シテ、汝ハ毎朝眠り寤ムルトキハ、如何ニスルゾト問ヒ、「オキマス」ト答ヘシム。次ニ、起キ果テテ後、其事ヲ話スニハ如何ニ云フゾト問ヒテ、「オキマシタ」ノ答ヲ得。次ニソレカラソレカラト問ヒテ、「カヤオアケマス」「ネダイカラオリマス」、「クツオハキマス」、「フトンオタタミマス。」ト答フルニツレテ「マシタ」ノ応用ヲ試ム。次ニ「オキマシタ」ヨリ「タタミマシタ」マデ數生ニ語ラシム。(次)ニ此ノ如ク「マシタ」ハ幾許ノ語ノ末ニツキテ今、現ニ為ル場合ヲ変ジテ、既ニ為シ了レル場合ノ語トスルコトヲ説明ス。(三) 汝等ハ既ニ「マス」ト「マシタ」トノ意味ヲ十分ニ知り得タレバ、此文ハ獨力ニテ読ミ且ツ意ヲ解スルナラント云ヒテ、読本ヲ開カシメ、応用ナル「オンナノコガジオカキマシタ」ノ文ヲ讀マシメ、且ツ土語ニテ訳サシムルコト本文ノ例ノ如シ。(四) コノ女兒ガ若シ先生ナラバ如何ニイフベキトイヒテ、「センセイガジオカキマシタ」ノ答ヲ得。次ニ尚ホ若シ誰某ナラバ・・・、誰某ナラバ・・・ト數個ノ人ニ移シテ、其答ヲ得。(五) 已知ノ動詞、又ハ現実ノ動作ニツキ、「カネガナリマシタ」、「セキバンオダシマシタ」、「アルキマシタ」、「レイオシマシタ」等ノ如ク、広ク運用シテ、全体ノ教授ヲ終結ス。

(1) で「マス」と「マシタ」の違いに気付いたかどうかの確認をした後、(2) で複数の動作で「マス」「マシタ」の習得を応用練習し、その用法について説明。(3) になってはじめて教科書の「応用」の文例に入る。(4) では「応用」の「オンナノコ」を「センセイ」その他に置き換えさせ反復練習を行う。(5) で名詞、動詞の各々の部分を

自在に差し替え、文型の定着、語彙の拡充をはかりながら、実際的な運用ができるよう指導している。

以上より、「応用」は、本文に提示された諸形式の確実な定着と運用をはかるために設けられた参考例文であること、そしてこれは「僅ニ其運用ノ一例ト、一部分トヲ掲ゲタルニ過ギ」ないため、「成ル可ク多ク他ノ場合ニ応用」できるよう心掛けることを求められたのである。

#### 4 教科用書国民読本「応用」の分析

「台湾公学校国語教授要旨」を通し、「応用」の編成上の目的は明らかになった。そこで、実際に「応用」が本文との関係でどのように記述されているか、構文を中心みていくことにする。これは、目的がどのように反映しているかを具体的にみるためである。

国民読本全十二巻のうち、「応用」は、巻一から巻四まではすべての課に、巻五・六は「土語読方」とほぼ交互に置かれ、巻七以降には置かれていない。まず、巻毎にみていくことにする。引用にあたり本文・応用文の読点、分かち書きはほぼ省略した。他はそのままである。

##### 4. 1 卷一

巻一全10課は、第一課を除き、本文の文型の反復練習の形をとっている。

第二課 オンナノコガキモノオキティマス。

応用オトコノコガホンオヨンデイマス。

[～ガ～ヲ～シテイル。]

第三課 コノヒトワカオオアラッティマス。

応用コノコワテオアラッティマス。

[～ハ～ヲ～シテイル。]

第四課 フタリノコドモガイマソオジオシティマス。

応用コドモガイマジオカイティマス。

[～ガ(いま)～ヲ～シテイル。]

第七課 センセイガホンオヨンデイマス。セイトワシヅカニキイティマス。

応用アニガホンオヨンデイマス。オトオトワシズカニキイティマス。

[～ガ～ヲ～シテイル。～ハ(しづかに)～シテイル。]

第八課 コノコワコマオマワシティマス。オトオトワソレオミティマス。

応用アニガタイソオオシティマス。オトオトガソレオミティマス。

[～ガ～ヲ～シテイル。(但し本文は～ハ)～ガ～ヲ～シテイル。]

応用文が本文にほぼ完全に対応した形であることがわかる。残りの4課も本文の一部の箇所にほぼ完全に対応している。

第五課 コドモガメシオタベティマス。コレワアニトオトデアリマス。

応用コレワイヌデアリマス。コレワウマデアリマス。

[～ハ～デアル。]

第六課 コドモガアチラカラコチラエキマス。コレワガッコオノセイトデアリマス。

応用イヌガアチラカラコチラエキマス。

[～ガ～カラ～ヘ～スル。]

第九課 ランプノシタニオンナノコドモガハナシオシテイマス。コレワアネトイモオトデアリマス。

応用モンノウチニオトコノコドモガハナシオシテイマス。

[～ニ [場所] ～ガ～ヲ～シテイル。]

第十課 コノコワネルトキニチチハハニレイオシマス。コレワギヨオギガヨイコドモデアリマス。

応用コノコワガッコオエデルトキニチチハハニレイオシマス。

[～ハ～ニ [時] ～ニ [対象] ～ヲ～スル。]

このように、応用文が本文の文型といずれかの箇所ではほぼ完全に重なる関係をタイプIとする。ただし、ここでは、主格助詞ガと係助詞ハの異動、～スルと～シテイルの異動、～スルと～シタの異動は同一の文型として考えた。残った第一課は次のようにある。

第一課 オトコノコガオキマシタ。

応用オンナノコガジオカキマシタ。

[～ガ～ヲ～シタ。]

本文が自動詞文、応用文が他動詞文という関係である。これは、応用文が本文の文型を大枠で保ちながら内部の構造に若干の違いがあるものとまとめられるので、タイプIに準じたものとして、タイプI'とする。

#### 4. 2 卷二

タイプI'が、全15課中6課にみられる。第三・四課のほか、第六・八・十三・十四課が該当する。

第三課 「トコヤワカエリマシタカ。」「イイエマダカエリマセヌ。アチラニイマス。」

応用「アネサンワガッコオエユキマシタカ。」「イイエマダユキマセヌ。」

[～ハ～ヘ～シタカ。 (いいえ) (まだ) ～シナイ。]

第四課 「ハヤクオイデナサイ、ヨイキモノオキセマショオ。」「ハイキセテクダサイ。」

応用「ハヤクオイデナサイ、ヨイクツオハカセマショオ。」「ハイハカセテクダサイ。」

[ (はやく) ～シナサイ、(ヨイ) ～ヲ～ショウ。 (ハイ) ～サセテクレ。]

次に、タイプI'として4課、第一課のほか、第二・五・十一課が該当する。

第一課 ヒガデマシタ。アニワオキマシタ。オトオトワマダオキマセヌ。

応用コノコワボオオカブリマシタ。コノコワマダボオオカブリマセヌ。

[～ハ～ヲ～シタ。～ハ（まだ）～ヲ～シナイ。（本文は自動詞文）]

卷二の残りの5課は、タイプI・I'のように本文に直接対応した形では応用文がみられない。例えば、第十課は次のようにある。

第十課 コドモガカミオカッテキマス。コノコワソレデ、ナニオツクリマスカ。チヨ  
オメンオツクリマス。

応用オンナノコガナニオシテイマスカ。テヌグイデカオオフイティマス。

しかし、応用文の前文は本文の質疑一応答の文に対応しており、後文のテヌグイデは本文第2文にあるソレデに対応している。また、第十五課は次のようにある。

第十五課 ヒガヤマエハイリマシタ。ダンダンクラクナリマス。フタリノコドモワイ  
ソイデウチエカエリマス。

応用コドモガイソイデイトオタグリマス。タコガダンダンサガリマス。

自他の違いはあるが応用文の前文は本文の第3文に、また主語のあるなし等の違いはあるが応用文の後文は本文の第2文に、それぞれほぼ対応している。これらは応用文と本文の間に多少のズレがあり、タイプI・I'のような1対1の対応をみせないが、本文の文中のいづれかの箇所に対応する形式がほぼ確認できる。このような関係をタイプIIとする。第七・九課もこのタイプIIに属する。

ところで、最後に残った第十二課はこれまでのものとは事情が異なる。

第十二課 アニトオトオトガタコオツクリマス。アニワコガタナデカミオキッティマ  
ス。オトオトワホネニノリオツケティマス。

応用アニトオトオトガウマニノリマシタ。ウマワシズカニアルキマス。

応用文の前文は、自他のずれがみられるものの、主語アニトオトオトを共通にし応用文・本文の対応がみられるものとしてよからうが、応用文の後文については本文のいづれにも対応した箇所がみられない。「馬が静かに歩く」というのは兄弟が乗った馬についての新たな内容的な展開であり、文型的にも本文とは関わらない新しい提出となる。このように、本文中の文型が一部に確認されると同時に、内容的な新たな展開がはかられ、文型的にも本文の文章中に確認できない箇所が導入されている関係をタイプIIIとする。

#### 4. 3 卷三

タイプIではなく、タイプI'をして2課、第七・九課がある。

第九課 コドモガゴニンデハシラオニオシテアソンディマス。マンナカニイルノワオ  
ニデアリマス。フタリノコドモガイマバショオカエヨオトシティマス。オニ  
ワソレオミテカケダソオトシティマス。

応用フタリノコドモガニワトリオカゴカラダソオトシティマス。

[～ガ～ヲ～カラ〔起点〕～ショウトシティル。（本文は～ヲ～ショウトシテ  
イル）]

タイプIIとしては、第六課のほか、第四・八・十・十一・十二・十七課があがる。

第六課 「アサメシガデキタトイッテオッカサンガヨンデイマス。ハヤクイッテメシ  
オタベマショオ。アレ、アニサンワモオショクダイニムカッテイマス。」

応用「タコガデキマシタ。ハヤクヒロバエイッテアゲマショオ。」

卷二の最後のところで触れたタイプⅢは卷三になると増える。

第一課 ヨガアケテアカルクナリマシタ。ヒトガオキテトオアケマス。ニワトリ  
ガトヤカラデテキマシタ。

応用コドモガオキテトオアケマシタ。スズメガ「チュウチュウ」トナイティマ  
ス。

応用文の前文は本文の第2文に完全な対応をしており、前文は文型確認の性格を持つ。しかし、後文は本文にはみられない文型であり、朝戸を開けたところまでは同じであるが、本文とは別の意味の世界の展開をさせている。新たな文型の提出ともみえるが、応用文の後文はむしろ新たな内容の提出に中心があり、文型は結果としてのものと考えるべきであろう。もう一例、第十五課をあげる。

第十五課 タロオガオトトイケノハタデウオオツッテイマス。ウオガカカリマシ  
タカラトロオトシティマス。オトオトワテバタキオシテヨロコンデイマス。

応用「ワタクシガトンボオトロオトスルトニゲテシマイマシタ。アアオシイコト  
シマシタ。」

「ああ惜しいことした。」というのは、本文の「手ばたきをして喜んでいる」と意味上対応した形となっているが、内容的な展開上、応用文の前文の「逃げてしまった」を受けて付加された感がある。このようなタイプⅢには第二・三・五・十三・十四・十六課も該当する。

#### 4. 4 卷四

タイプIには第八・九・十四・十七課、タイプI'には第一・十一課が属す。

第十七課 みちのりよおがわにわたとはたけがあります。むこおにわかわがあってそれにはたしぶねがみえます。あれごらんなさい、むこおからかごがふたつきます。あれわむこおのてらえいったひとがいまかえるところであります。

応用ゴランナサイ、ムコオカラコドモガタクサンキマス。アレワガッコオエイッタコドモガ、カエルトコロデアリマス。

[～シナサイ。～カラ～ガ～スル。(あれ) ハ～ヘ～シタ～ガ～スルトコロダ。]

タイプIIとして第十・十二・十五課がある。

第十五課 おんのこのがははに「オッカサン、ニンギョオノキモノガヨゴレマシタ、センタクオシテモヨオゴザイマスカ」といました。ははわ「ソレワヨオゴザイマスガ、ジブンノキモノオヨゴサナイヨオニナサイ」といいました。

応用「アナタガザボンオキルノワヨオゴザイマスガ、テオキラナイヨオニナサイ。」

タイプIIIには、第二・三・六・七・十三・十六課が属する。

第七課 ゲナンガマキオワッティマス。イマヨキオフリアゲマシタ。ソレオウチオロ

シタナラ、マキワふたつニナリマショオ。コドモラワソバエヨルトアブナイカラトオクデミテイマス。

応用「コノヨキワキレマセヌ。トイダナラヨクキレマショオ。」

さて、残った第四課と第五課はこれまでのタイプとは異質なものである。

第四課 ソノナカニカシコイコガイテ、ワキニアルいしオトッテかめニウチツケマシタ。カメワタチマチワレテ、ミズトイッショニコドモガデテキマシタ。コドモラワミナヨロコビマシタ。

応用コノコワチャワンオオトシマシタカラ、タチマチコワレテシマイマシタ。

第四課は司馬光の故事として有名な「ミズガメオワル」という話からのものである。応用文は文型的には本文のどこにも対応していない。ただ、「たちまち」をはさんで、本文ウチツケターワレタ、応用オトシターコワレタ、のように意味上の連続性が保たれている。第五課も文型的には本文と応用文とに直接的な対応はないものの、内容的な連続性がみられるものである。

第五課 ミズニヨイミズトワリミズガアリマス。タイティよいみずワスンデイテ、ワリイミズワニゴッテイマス。ヒトガノンダリタベモノオニタリスルニワヨイミズデアリマセストビヨオキニナリマス。キオツケナケレバナリマセヌ。

応用「ビヨオキニナルトイケマセヌカラ、ワタクシワキオツケテワリミズオノミマセヌ。」

本文が悪い水を飲むと病気になるから気を付けなければいけない、といっているのに対し、応用文では病気になるといけないから気を付けて悪い水を飲まない、といっているのである。このように、文型上の対応がみられず、内容的な対応、連続性のみられる関係をタイプIVとする。

#### 4. 5 卷五

卷五には応用文は全部で10課ある。そのうち、タイプI・I'はみあたらなかった。タイプIIは第十二・十三の2課、タイプIIIは第一・三・四・六・十七の5課、タイプIVは第九・十・十五課である。タイプIII・IVについて1例ずつ挙げる。

第六課（タイプIII）ツバメワ毎年ハルニナルトミナミノホオカラキテ、人ノ家ニスオツクッテタマゴオウミマス。タマゴガカエルト毎日朝カラバンマデエオサガシアルイテソレオソダテマス。子ガオオキナルトエガタクサンイリマスカラ、ジブンタチワジュウブンタベラレナイデヤセテシマイマス。子ワ秋ニナッテモオヒトリデトベルヨオニナルト、ドコエカイッテシマイマス。マモナクオヤモデテユキマスガ、ヨク春ニマタニヒキデモトノスエカエッテキマス。

応用おやわほねおおって子どもおそだてます。子どもわおおきくなると、おやのいうことおきいてよくはたらかねばなりませぬ。

応用文の前文は、本文のエオサガシアルイテソレオソダテマスに文型的にも内容的にも対応している。しかし後文「親の言うことを聞いてよく働くねばなりませぬ」は、本

文に対応する文型もなく、内容的にも本文が燕の生活形態を客観的に描いているのに対し、教訓的な内容となっている。本文を例話として、応用文が全体のまとめ的な形をとっているのである。卷二・三・四でみたタイプⅢは応用文の中で新たな内容的な展開がみられるものと理解されたが、これとは異なり、全体の内容のまとめ的役割を「応用」が担っているとみるべきところである。

第十五課（タイプⅣ）ヒヤクショオガ稻オツクリニワマズモミオナワシロニマイテ苗  
オツクリマス。苗ガノビタトキ、ヌキトッテ田ニウエマス。ソレカライロ  
イロテイレオスルト、ダンダンソダッテ穂ガデマス。ソレカラ花ガサイテ  
実ガデキマス。ソレガヨクジュクシタキニカリトッテウチオトシマス。  
ソノ実オモミトイマス。モミオヨクホシテスリウスデ皮オムキマスト米  
ニナリマス。

応用ひゃくしょおが、みおまいてから米にするまでわたいそおなほねおりであります。

本文が農家の米作りの過程を客観的に描いた文章であるのに対し、応用文は、「大層な骨折りである」という評価、感想を述べたものになっている。

#### 4. 6 卷六

卷六には応用文のある課が九つある。そのうち、タイプI・I'・IIはみあたらなかつた。タイプⅢは第一・三・五・九・十八、タイプⅣは第七・十一・十三・十六課である。

第五課（タイプⅢ）柿ノ木ワ夏ノハジメニチイサナ白イ花ガサイテ実ガナリマス。ソ  
ノ形ニワ丸イノヤヒラタイノヤ大キイノヤ小サイノヤイロイロアリマス。柿  
ガハジメナッタトキワ青クテカタクアリマスガ、秋ニナルトジュクシテダン  
ダン赤クヤワラカニナリマス。柿ニ甘柿トシブ柿トニイロアッテ、甘柿ワ堅  
イウチニ甘クナッテタベルコトガデキマス。シブ柿ワヤワラカニナラナイウ  
チワシブクテタベラレマセヌ。

応用しぶ柿のかわおむいてほしておくとくろくなって甘くなります。それに白い  
こなができたのおころがきといいます。

応用文は文型の反復という課題をこなしながら、渋柿についての新たな情報を提供している。本文を受けた形で内容的な展開をしているが、むしろ応用文は本文の一部として機能しており、「応用」を含めて本文章が完成している、と捉えた方がよいようである。

第七課（タイプⅣ）白わまた友だちの蜂ととおがらしとこんぶおよんで、いろいろ子  
蟹のせわおしました。猿わそれおきいて子蟹がにくくなつたからいじめよお  
とおもって蟹の家えゆきました。そおすると家にわだれもいないでざしきに  
ごちそおがありましたから、よろこんでそれおたべると中にとおがらしがい  
ました。猿わからくてたまらないからかってえいって水おのもおとすると、

子蟹がひしゃくの中にかくれていて舌をはさみました。また蜂がとんできて鼻おさしました。猿わおどろいてにげだすとでぐちにこんぶがひろがっていいたからすべてころびました。そこえやねから白がおちてきて猿おつぶしてしまいました。

応用猿ワオトナシイ蟹オウチツブシマシタ。ソレユエジブンモマタ臼ニツブサレテシマイマシタ。

応用文が因果応報の例話のまとめとして置かれていることがよくわかる。

以上、各巻をタイプ別に整理すると次のようになる。

	タイプI	タイプI'	タイプII	タイプIII	タイプIV
卷一 (10課)	5	4	1	0	0
卷二 (15課)	6	4	4	1	0
卷三 (17課)	0	2	7	8	0
卷四 (17課)	4	2	3	6	2
卷五 (10課)	0	0	2	5	3
卷六 (9課)	0	0	0	5	4

タイプ毎の特徴をまとめておくと、タイプI・I'・IIは文型練習的な側面が強い。語彙を取り替えながら反復練習を行っていく過程で語彙拡充がはかられ、また実際的な運用力の形成がはかられる。タイプIIIは文型練習的側面を一部残しながら、内容的な対応、連続性、展開が描かれ、これらに伴い語彙拡充・運用力の形成がはかられていく。タイプIVは文型練習的側面を完全に脱し、内容上の発展、まとめ、教訓的言辞が示され、1課の内容構成の最終部を担う位置として存在する。本来的な「応用」の目的を逸脱した型というべきである。

これら4つのタイプが巻毎に整然と配置されている。タイプI・タイプI'は巻五・巻六に、タイプIIは巻六に出現せず、タイプIIIは巻二から、タイプIVは巻四からの出現となっている。文型練習的性格の強いタイプIIまでは「応用」が全課に載せられた巻四までを中心に配置されるのに対し、本課の構成要素の一部を担うともいるべきタイプIVは教材の内容的深まりをみせていく巻四以降に出現する。そして文型練習と内容展開の両側面を併せ持つタイプIIIは巻一を除く全巻に出現していることがわかる。「応用」編纂上の細心の配慮をみることができる。

## 5 教科用書国民読本「応用」の成立

台湾教科用書国民読本は、公式的には民政部学務課編纂事務嘱託の大矢透と杉山文悟の手による編纂とされる(注3)。文部省編輯局に勤務し教科書編纂の実務に就いていた大矢と、埼玉県北足立郡で視学をしていた杉山は(注4)、内地で既に発行されていた教科書

について豊富な知識と資料を持っていたと思われる。国民読本編纂に当たり、内地発行の教科書は参考にされたはずであり、またそれを期待されての学務課編纂事務嘱託の挙命であったものと思われる。

管見による限り、明治33年までの内地教科書に、「応用」という名称を持った箇所を挿入して1課を構成しているものを知らない。ただ、各課末に「字解」「問答又は書取又は文法」「読方」の項目があげられた明治20年池上厚・西村正三郎編「高等小学読本」(普及社)の例がある。高等科用である点、「後世の手引きに相当」した「国語学習の焦点化と自学の態度養成とを図」(注5)っている点で「応用」とは趣旨を異にするが、課末に本文と関係の深い内容を別途立て、教授を立体的に構成するという発想は参考にした可能性がある。また、明治26年出版の「帝国読本」(学海指針社)には数課の後に「練習課」が置かれている。凡例に「是レ既習ノ文字ヲ練習スルト、兼テ漢字交ノ作文ノ模範ヲ示サンガ為ナリ」とあり、これは文字についてであるが、本文の反復練習という「練習課」の存在は編纂上念頭に置かれた可能性がある。

以上より、内地教科書に既に存在した、課末に本文と何らかの形で関わる要素を補完し1課を成立させるという構成は、大矢、杉山の編纂上の発想に入っていたものと想像される。しかし、3. 4. でみた通り、国民読本の「応用」は「高等小学読本」、「帝国読本」のいづれの課末とも違った内容・性格を持っている。即ち、反復練習による文型の定着、語彙の拡充、実際的な運用を基本的な目的とするだけでなく、さらには本文を含んだ内容理解の側面を持っており、まさしく「練習」ではなく、「応用」と名付けられるべき所以がそこにある。加えて1課のまとめ的性格を持ったタイプIVのような「応用」も存在した。これらのことから、国民読本の「応用」は内地の読本を下敷きにしながらも、台湾において独自に構想された内容であったといえよう。

さて、このような形で成立することになった「応用」の背景を考えたい。何故「練習」ではなく、「応用」を必要としたのか。これには、教科書本文が後の台湾教育界において痛烈に批判されることになったゴアン式教授法に則っていた面が大きいと考える(注6)。

ゴアン式教授法は明治32年の初め頃國語学校教授橋本武の翻訳紹介により導入されたものであり、その4月より國語学校第一附属学校において実地教授の研究が行われた。附属学校教諭山口喜一郎は明治34年に「橋本教授の唱導と小川学士(小川尚義 中田注)の講説贊助を得て、所題の教授法(ゴアン式教授法 中田注)によつてやらうと思ひ定め、今日まで二年半ほどの間連続して來た」「有力な諸君が、やられたこの教授法の成績はずいぶんよろしからうと、想像が出来る」(注7)と述べており、近代言語学のアカデミズムを背景にした國語学校教授からの理論的提言を、実地研究の積み重ねによって評価していく経過が理解できる。それまでの対訳法への批判とゴアン式への讃美で台湾の國語教育界は明け暮れていたと想像される。このような中、大矢透と杉山文悟は明治32年4月8日、台北に着任する(注8)。附属学校で実地研究を始めたその折りである。教科書編纂をゴアン式によることをいつ決定したかは不明だが、ふたりが教科書編纂にか

かるときはゴアン式は既定の路線だったと想像される。内地の教科書事情に詳しい大矢と杉山だが、台湾における教育経験を持たないふたりにはゴアン式について発言力は弱かったものと思われる。

ゴアン式教授法は、乳幼児の言語獲得に倣って時系列に沿った形で話し方教授法を構築した点にその特徴をまとめることができよう(注9)。例えば次のような形で1課が構成される(注10)。

題目 オキマス

メガサメマス、

アタマオアゲマス、

フトンオノケマス、

オキマス、

カヤオアゲマス、

フトンオタタミマス、(以下略)

このゴアン式の話方教授法にしたがい編成された話方教材が「国民読本対照国語話方教材」であり、教科用書国民読本はこれと連絡をとった形で編成されることになった。「国民読本対照話方教材卷一」(台湾総督府民政部学務課 明治33年)緒言には、「本書ノ教材ト読本トノ間ニハ詞ノ上或ハ觀念ノ上ニ於テ常ニ関係ヲ保タシメタリ」と明記されている。

両教材はこのような関係であるが、これは授業形態でも、話方教材の内容を先に予備教授として実施し、それをすませてから、その教材に対応した形で編成された国民読本の教材に入るという形をとっていた(注11)。話方教材は卷六までの編集で終了しており、連絡を保つのは卷六までであった。「台湾公学校国語教授要旨」の「国民読本編纂例」の第三には、「此書ノ、第一卷ヨリ第六卷マデハ、言語ノ形式ヲ授クルヲ以テ眼目ト為シ、成ル可クハ、毎課各様ノ形式ヲ用ヒテ記述セリ。」とあり、卷六までは専ら種々の言語形式の提出とそれによる日本語習得・運用能力の育成を基本的目標としていたことがわかる。卷七以降が「徳性ト、普通知識トニ関スル事項ヲ授クルヲ以テ主トスル」(「国民読本編纂例」第四)内容的側面を重視した編成になっているのとは明らかに目的が異なっていることがわかる。

実は、前述の「国民読本編纂例」第三には、「是レ話方科ニ於テ、動詞ノ収得ヲ主要トシタレド、其形式ハ概ネ一様ニシテ變化少キヲ以テ、茲ニ之ヲ補ハントスルナリ。」とある。これによれば話方教材による授業だけでは各課の授業目標が十分に達成できず、国民読本の教授と合わせ「言語ノ形式」の習得をはかろうとしていたことがわかる。確かに、教授にあたり、語彙の獲得、文型の定着、実際的な運用のためには、豊富な語彙並びに文例の提示が望ましいだろう。そして、本文に加えて「応用」がさらに加えられることによって、重層的にその効果が發揮されることが期待されたのだと考える。現実には、話方教材が国民読本ときちんと連絡しないまま国語教授がなされていた公学校も

多かったようであり（注12）、このような学校にとっては「応用」は反復練習の貴重な機会となったのである。「応用」の形で教科書に位置づけられ、学習者の目に触れることができ重要だったものと思われる。

以上が「応用」成立の第一義的理由であったと考える。

ところで、国民読本の本文が初学者に難解であるという指摘が編纂段階においてなされたことがある。国民読本の図書審査会（注13）での記録をみると、審査会6名の委員中国語学校第一附属学校から2名選ばれているが、その2名から読本の程度が過重であるという意見がみられる（注14）。

此読本ノ程度如何ヲ考フルニ目下ノ生徒中十二才ヨリ十五六才マデノ生徒ニハ格別トシテ八九才ヲ標準トセバ少シク過重ナリトイハザルヲ得ズ是国語学校第一附属ニ於テ一学年生徒ヲ年齢ノ多少ニ隨ヒテ甲乙丙丁ノ四組ニ分チ其レニ実験シタルニ基キタル意見ナリ然ラバ如何ニセバ可ナルカトイハシニ十五課中生徒ニ対シ困難ヲ感セシムルト思ハルル事項ヲ五課位削減シ尚各課中言葉ノ困難ナルモノヲ省クベシ副詞ノ如キ即、其一ナリ（前田孟雄）

一学期ハ既ニ卒ヘタレドモ十才十一才位ノ生徒ニスラ僅ニ音韻ヲ授ケアリタル位ナリ右ノ次第ヨリ考フルニ一学年生ニハ程度過重ニ失ストイハザルヲ得ズ（鈴木金次郎）

ふたりは山口喜一郎とともにゴアン式教授法の実地教授に立ち会った人物であり、この場で異論を述べるのは不思議な感がある。しかしできあがってきた国民読本の教材を目の前にしてその難しさを感じたのではないだろうか。実は、番外の立場で図書審査会に出席していた山口喜一郎が前田の意見に対し、「将来公学校規定ニアル年齢ニ近キ一学年ノ生徒ニ課スルトスルモ（中略）生徒ガ之ヲ会釀スルニ於テ何等ノ困難ヲ見ズ」と反論している（注15）。ゴアン式教授法に則った「国民読本参照国語科話方教材」を編纂した山口の反論は当然であるが（注16）、しかしその後で山口は、

本書中ニハ応用アリテ程度ノ過重ハ自由ニソノ伸縮ニ由リテ斟酌セラルルヲ得ベシと述べている。これは、本来難解などということはないが、仮にあったとしても「応用」で補うことができると述べているものである。

当時内地の国語初步教材が単語、短句から短文にという構成をほぼ取っていたときに、国民読本はゴアン式との対応上、文から入るという異例の形になっていた。内地の教科書編纂の方式に慣れた大矢・杉山にとって、母語としての日本語を持たない学習者に向けての、かつはじめて経験するゴアン式に対応した形での教科書の編成執筆には、とまどいがあつたんだろう。経験のなさが程度の過重問題を実感できないものとしていた可能性もある。そこで、本文は話方教材と連絡を取った形で編成執筆しながら、「応用」を置くことによって本文に生じる難解さを少しでも解消しようとしたということはなかろうか。本文だけの教授では理解に足りない面を、「応用」のところで補習の形で補う、即ち「応用」を加算することで、本文の単なる反復練習にとどまらず、本文をあらゆる

形で補完できるよう、教科書の全体像を構成しようとしたのである。4. の分析のところでみた本文に対する内容的な展開、連続性を持たせた応用文を提示するタイプⅢなどは、本文理解を助ける役割を担ってもいる。先に示した第一義的な理由で「応用」は設置されたものと考えるが、同時に課によっては、このように内容上の理解を助ける方向で執筆されているものもある。教科書に「応用」が位置づけられることによって、現場の教員は「自由ニソノ伸縮ニ由リテ斟酌」して教授にあたることができたし、本文理解の方向性を学習者に提示可能になったのである。

なお、4. で述べたタイプⅣであるが、既述の通りこれは「応用」の範囲を逸脱していると考えられる。事実、国民読本の審査会の場で、前田孟雄は、巻六第七課の「応用」(タイプⅣと認められたもの。4. 参照)について、「応用トシテ当ラズ」という鋭い意見を述べている(注17)。前田の考え方からすれば、タイプⅣのような、本文の何らかの形式の運用になっていないものは「応用」とは認められなかつたのであろう。タイプⅣは、巻があがり、単純な文型練習的内容が既に稚拙になり、内容と連携していくようなタイプⅢも既に登場させており、本文のまとめ的内容を提示することで教材の全体的な理解を深めることを期待していたのかもしれない。しかし「応用」としての必然性はなかつたものと思われる。この点については、課末に置かれている「土語読方」との関係を考慮しなければならないと考えている。稿を改めて問題にしたい。

## 7 おわりに

台湾総督府編纂による第2期「公学校用国民読本」(大正2年より発行)になると、教科書から「応用」はなくなる。「(公学校用) 国民読本(自卷一至卷八) 編纂趣意書」(台湾総督府 大正2年7月発行)によれば、次の通り、「応用」に当たる内容は教師用の教授参考書に示されることになり、子供達の前からは姿を消すことになる。

一旧読本ハ低学年ニ対シテハ、本課ノ終ニ応用文ヲ掲ゲ、又往々台灣語ヲ片仮名ニテ書キ表ハシタルモノヲ出シタリシガ、本書ニ於テハ之ヲ廃シ、其ノ応用練習ニ属スルモノハ、総ベテ之ヲ別ニ編纂セル國民讀本教授参考書ニ譲ルコトシタリ。  
(第五章教科書ノ体裁及ビ掛図)

台湾で独自に構想された本文に対する「応用」という教材構成は、台湾教科用書国民読本のみで消えることになった。「応用」の成立の背景にゴアン式があつたが、そのゴアン式自体が葬られたのである。そこには、教授法のあり方が議論され、いかに教科書に反映させていくかの真摯な模索の姿をみることができる。台湾教科用書国民読本においても、内地からやってきた教科書編纂の専門家と現場を熟知した教育経験者との間で議論が戦わされ、その結晶として「本文」、「応用」、「土語読方」と構成された異色な教科書が誕生したものと思われる。

- (注1) 「台湾公学校国語教授要旨」緒論に、「而シテ、其方法ハ、夙ニ仏人フランソア、ゴアン氏ガ研究セルトコロニ拠リ、晨ニ、国語学校第一附属学校ニテ之ヲ実験シ既ニ効果ノ著キヲ認め得タリ」と、経緯が示されている。
- (注2) 酒井（1998）に紹介された公学校教科用図書審査会議事録「公学読本卷二審査会第一回集会記事」の中の大矢透の発言などから確認できる。
- (注3) 「台湾總督府事務成績提要 明治三一年」「學務」の項に、「公学読本一、同掛圖一ハ大矢透、杉山文悟ヲシテ担当セシメタリ」とある。しかし、酒井（1997）は国語学校第一附属学校教諭山口喜一郎も編纂を補う形で関係したとする。台湾という外地での、外国人に対する国語教科書編纂という特殊事情があり、専門的な知識と同時に現場での教育経験者からの声も不可欠であつただろう。その意味で、台湾の教育経験に富みその実情に詳しい山口が二人に関係しながら編纂に当たっていたとする酒井の意見は妥当なものである。また山口は国民読本と連絡を取るべくして編まれた「国民読本参照国語科話方教材」を編纂しており（注16参照）、この点からも何らかの形で国民読本編纂に関わったとみる方が自然であろう。
- (注4) 二人の経歴は酒井（1998）による。なお、大矢については大矢（1928）が詳しい。
- (注5) 『国語教育史資料第二巻教科書史』（東京法令出版 1981）「解題」（82ペ）による。
- (注6) 渡辺春蔵「外国語教授方案」（「台湾教育会雑誌第4・7号 明治35年）、南台柳生「台湾教育小言」（「台湾教育界雑誌15号 明治36年」）などにゴアン式教授法への批判がみられる。
- (注7) 「ゴアン氏の言語教授法によつて二年案教授せし成績」（台湾教育会雑誌1号）による。
- (注8) 酒井（1998）による。
- (注9) ゴアン式教授法の考え方とは、「台湾公学校国語教授要旨」並びに「ゴアン氏言語教授方案」（台湾總督府民政部学務課 明治33年）を参照されたい。總督府はこれらを出版することによって、台湾の教育現場へのゴアン式の流布をはかった。
- (注10) 「国民読本対照国語話方教材卷一」（台湾總督府 明治33年） 11頁
- (注11) 「公学校国語教授要旨」国民読本編纂例にその考え方が示されている。
- (注12) 山口喜一郎「中部台湾ノ一部ニ於ケル教授上ノ警見」（「台湾教育会雑誌」7号 明治35年10月）にその指摘がみられる。
- (注13) 酒井（1998）によれば、図書審査会という組織が、教科書編纂過程に「図書ノ編纂著訳ヲ完全ナラシメンカ為」（「台湾總督府事務成績提要」明治34年）設置されたことがわかる。
- (注14) 明治33年7月9日公学読本卷二審査会第一回集会記事。酒井（1998）による。

- (注15) 明治33年7月9日公学読本卷二審査会第一回集会記事。酒井(1998)による。
- (注16) 「国民読本参照国語科話方教材卷一」の緒言に「本書ハ国語学校教諭山口喜一郎之ヲ編纂シ当課ニ於て之ヲ校定セルモノナリ」とある。
- (注17) 審査会委員に回覧された稿本に付された付箋にある。酒井(1998)による。

大矢透(1928) 「大矢博士自伝」(『国語と国文学』第5巻第7号)  
酒井恵美子(1998) 『台湾教科用書国民読本』の編纂と公学校教科用図書審査委員会(『台湾総督府文書目録第五巻』解説 ゆまに書房)

#### 付記

台湾教科用書国民読本は、まず卷一が台湾公学読本の名で刊行されたが(明治33年)、その内容を全く同じくしたまま、明治34年台湾教科用書国民読本卷一として、卷二から卷六までとともに出版され、卷七・八・九は同35年、卷十・十一・十二は明治36年にそれぞれ出版されることになる。ここでは一括して「台湾教科用書国民読本」の名称で示した。なお、本稿で用いたテキストについて記しておく。

卷1；明治33年3月発行(台湾公学読本一)、卷2・9；明治35年3月(台湾教科用書国民読本、以下同じ)、卷3・4；明治34年3月、卷5；明治42年9月、卷6；明治34年10月、卷7；明治39年8月、卷8；明治39年4月、卷10・11・12；明治36年3月。卷1・2・6・7・8は洪聰益氏所有、その他は国立台北師範学院所蔵のものによった。

(なかだ としお)